

専決処分第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成28年 3月31日
四万十町長 中尾 博憲

平成27年度四万十町一般会計補正予算（第6号）

平成27年度四万十町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ45,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,452,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 7 寄附金		743, 800	45, 000	788, 800
	1 寄附金	743, 800	45, 000	788, 800
歳入	合 計	16, 407, 000	45, 000	16, 452, 000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3, 807, 683	45, 000	3, 852, 683
	1 総務管理費	3, 462, 585	45, 000	3, 507, 585
	歳 出 合 計	16, 407, 000	45, 000	16, 452, 000

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
1 7 寄附金		743, 800	45, 000	788, 800
歳	入 合 計	16, 407, 000	45, 000	16, 452, 000

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3, 807, 683	45, 000	3, 852, 683			45, 000	
歳 出 合 計	16, 407, 000	45, 000	16, 452, 000			45, 000	

歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	額	
17 寄附金		743, 800	45, 000	788, 800			
	1 寄附金	743, 800	45, 000	788, 800			
	1 ふるさと支援寄附金	742, 800	45, 000	787, 800	1 ふるさと支援寄附金	45, 000	ふるさと支援寄附金 45, 000
	計	16, 407, 000	45, 000	16, 452, 000			

歳出

(単位：千円)

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分		説 明	
					国県支出金	特定地方債	財 源 其 他	一般財源	区 分	金 額		
2総務費	1 総務管理費	3, 807, 683	45, 000	3, 852, 683			45, 000	0				
		3, 462, 585	45, 000	3, 507, 585			45, 000	0				
		1, 439, 855	45, 000	1, 484, 855			45, 000	0	25積立金	45, 000	ふるさと支援基金積立金	45, 000
		841, 740	0	841, 740				0	8 報 償 費	5, 500	ふるさと納税特産品代	5, 500
									12役 務 費	130	通信運搬費 ふるさと納税取扱手数料	△1, 360 1, 490
									13委 託 料	△5, 630	ふるさと納税特産品発送管理業 務委託料	△5, 630
	計	16, 407, 000	45, 000	16, 452, 000			45, 000	0				